

# 《 2019年度 「縦覧・医療情報との突合点検処理」 日程表 》

## 1 確認表等送付日及び受付締切日

点検サイクル (点検対象サービス月)	①	②	③	④	⑤
	「介護給付費縦覧/ 医療突合審査確認表」 送付	「介護給付費縦覧/ 医療突合審査確認表」 回答締切	「適正化にかかる 過誤申立情報一覧表」 送付	再請求明細書締切	「介護給付費過誤決定 通知書」送付
	連合会→事業所	事業所→連合会	連合会→事業所	事業所→連合会	連合会→事業所
第Ⅰ期点検 (2018.5～7)	2019. 5. 15(水)	2019. 5. 31(金)	2019. 7. 25(木)	2019. 8. 10(土)	(伝送)2019. 9. 5(木) (郵送)2019. 9. 25(水)
第Ⅱ期点検 (2018.8～10)	2019. 8. 15(木)	2019. 8. 30(金)	2019. 10. 25(金)	2019. 11. 10(日)	(伝送)2019. 12. 5(木) (郵送)2019. 12. 25(水)
第Ⅲ期点検 (2018.11～2019.1)	2019. 11. 15(金)	2019. 11. 29(金)	2020. 1. 24(金)	2020. 2. 10(月)	(伝送)2020. 3. 5(木) (郵送)2020. 3. 25(水)
第Ⅳ期点検 (2019.2～4)	2020. 2. 17(月)	2020. 2. 28(金)	2020. 4. 24(金)〔予定〕	2020. 5. 10(日)〔予定〕	(伝送)2020. 6. 5(金)〔予定〕 (郵送)2020. 6. 25(木)〔予定〕

※2019.3.1 現在のものであり、2020.4以降の日程については、今後変更となる可能性があります。

## 2 確認表等送付日及び受付締切日①～⑤について

- ① 本会で点検審査処理を実施した結果、請求内容に疑義がある場合に該当事業所へ「確認表」により照会をします。
- ② ①により照会した内容について、確認調整結果を記入した「確認表」を上記の期限までに本会へ郵送にて返送してください。
- ③ ②により『過誤申立をする』と回答した場合、保険者での点検（確認）を経た後、当該請求明細書の情報を伝送請求事業所の場合は伝送、その他の事業所へは郵送にて本会より通知します。
- ④ ③にて通知した請求明細書分について、必要に応じて再請求してください。（通常の介護請求明細書の請求受付と同日）
- ⑤ 当該過誤対象となった請求明細書について、過誤処理した結果を通知します。（通常の決定額通知書等の送付日と同日）

福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護保険係 電話 024-523-2871 FAX 024-528-0989